

# 弁護士労働相談

◎解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ、パワハラ、損害賠償など労働問題に関する高度な法律問題について、労働法に詳しい弁護士が相談に応じます。

◎事前に予約申込が必要です。※職員が相談をお受けした後に、予約を受け付けます。

◎年度内1人1回限りです。

◎弁護士を紹介する場ではありません。

## ■会場・日程

2026年4月～2027年3月

会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平塚	8 (水)	-	10 (水)	8 (水)	12 (水)	-
小田原	-	13 (水)	-	-	-	9 (水)
会場	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平塚	14 (水)	11 (水)	9 (水)	-	10 (水)	10 (水)
小田原	-	-	-	13 (水)	-	-

## ■時間

午後1時30分～午後4時30分 (全4コマ)

① 13:30～14:10、②14:15～14:55、③15:00～15:40、④15:45～16:25

## ■会場

**平塚** かながわ労働センター湘南支所  
県平塚合同庁舎本館1階 (平塚市中里50-1)

**小田原** 県小田原合同庁舎1階 県民の声・相談室  
(小田原市荻窪350-1)



【相談方法】 弁護士による面談、秘密厳守

【必要資料】 ①トラブルの概要、②労働契約書などの写し、③給料明細書、

④相手方からの通知書 など

(資料は、なくても相談いただけます)

予約申込 神奈川県かながわ労働センター湘南支所 <電話0463-45-3150 (代)>

※職員による労働相談は、土、日、祝・休日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除き、毎日(9:00～12:00、13:00～17:00)お受けしています。